

瞋りを乗り越えて く第九不瞋恚戒

令和七年十月二十八日 加茂法話会

一、第九不瞋恚戒

①退に非ず進に非ず、実に非ず虚に非ず。光明雲海あり、莊嚴雲海あり。

『教授戒文』より

● 仏の立場における「瞋恚」は、進退・虚実ではない。「瞋恚」をもつて光明とし、莊嚴とする（瞋恚を改善のきっかけと捉える）

② 若なんじ仏子よ、自らいか瞋り、人をして瞋らしめば、瞋の因・瞋の縁・瞋の法・瞋の業あら

ん。しかも菩薩は、応に一切衆生の中に善根無諍の事を生ぜしめ、常に慈悲心を生ぜしむべし。しかるに反つて更に一切衆生の中に於て、乃至、非衆生の中に於ても、悪口を以て罵辱めにくし、加うるに手打しゅだを以てし、及び刀杖とうじょうを以てするも意猶お息まず。前の人、

悔くいを求めて善言もて懺謝さんじゃすれども、猶お瞋りて解かずば、是れ菩薩の波羅夷罪なり。

『出家略作法』 『梵網經』からの引用

● なんじ仏子よ、自ら瞋り、人に瞋らせるならば、「そこには」瞋りの原因・瞋りを生じさせる補助的条件・瞋る方法・瞋る行為がある。しかも菩薩は、まさに一切衆生の中に瞋りによる諍あらそいがない善行を生じさせ、つねに慈悲心を生じさせるべきである。そうであるのに、かえってさらに一切衆生の中においても、乃至、輪廻を解脱した聖者の中においても、あらあらしいことばをもって相手を罵り辱め、さらに手で打ち、及び刀杖で打つても心はそれでも安らかにならない。先の人（相手）が、「自分は悪いことをしていなくても、」悔い改めることを求めて、善い言葉で許しを乞い謝っても、それでも瞋って「その瞋りを」解かないならば、菩薩の波羅夷罪である。

①（仏の眼、仏戒）

「瞋りなどありえない、瞋りそのものが成立しない」

②（人の眼、菩薩戒）

「瞋ってはいけない」 ↓ まだ、努力の余地がある

二、弟子・道昭の嗣法

伝戒式での教授道場で、教授戒文を教授師より、受ける。

三、迷いの世界（菩薩戒として機能する世界）↓証りの世界（仏戒として機能する世界）

瞋恚を改善のきっかけと捉えていく ←

菩薩は、応に一切衆生の中に善根無諍の事を生ぜしめ、常に慈悲心を生ぜしむべし。

十六条の仏戒ぶつかい【仏として生きる十六の心がけ】

○三帰戒さんきかいへ仏法僧を敬って生きていきますV

南無帰依仏なむきえぶつ お釈迦さまを敬います

南無帰依法なむきえほう お釈迦さまの教えを敬います

南無帰依僧なむきえそう お釈迦さまの教えに生きる人を敬います

○三聚浄戒さんじゅじょうかいへ浄らかに生きる三つの心がけV

摂律儀戒しょうりつぎかい 悪い行いから離れます

摂善法戒しょうぜんぽうかい 善い行いに励みます

摂衆生戒しょうじゅじょうかい 生きとし生けるものを救います

○十重禁戒じゅうじゅうきんかいへ日常生活 十の心がけV

第一 不殺生戒ふせつしょうかい すべての命を生かす生活をいたします

第二 不偷盜戒ふちゅうとうかい 他人の財物を盗みません

第三 不貪婬戒ふとんいんかい 愛欲におぼれず、慎みのある生活をいたします

第四 不妄語戒ふもうごかい 嘘をつかず、真実を語ることに努めます

第五 不酤酒戒ふこしゅかい 節度をもったお酒の飲み方をいたします

第六 不説過戒ふせつがかい 他人の過ちを殊更に責めません

第七 不自讃毀他戒ふじさんきたかい 自らの立場や名声のために他人を傷つけません

第八 不慳法財戒ふけんほうざいかい 私利私欲に縛られず、物や教えを分かち合います

第九 不瞋恚戒ふしんいかい 怒りに燃えて我を忘れたりしません

第十 不謗三宝戒ふぼうさんぽうかい 仏法僧の三宝をそしることはいたしません